

郡山市農業後継者縁結び事業推進要綱

昭和61年4月5日制定

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市農業委員会（以下「委員会」という。）が郡山市における農業後継者の配偶者を確保するため、農業後継者縁結び事業（以下「縁結び事業」という。）の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 結婚の相談及び仲介に関すること。
- (2) 結婚銀行に関すること。
- (3) 他市町村との情報交換及び関係機関、団体との連携に関すること。
- (4) その他縁結び事業に関すること。

(相談員及び協力員)

第3条 委員会は、縁結びの事業の円滑な運営を図るため、郡山市農業後継者結婚相談員（以下「相談員」という。）及び郡山市農業後継者結婚協力員（以下「協力員」という。）を置く。

- 2 相談員及び協力員は、委員会会長が委嘱する。
- 3 相談員は、農業後継者の結婚の相談、助言指導及び仲介を行うとともに委員会が開催する結婚相談情報交換会や結婚相談会に出席し、縁結び事業に積極的に取り組むものとする。
- 4 協力員は、地域における結婚希望者並びに未婚男女の現況等を把握し、各地区結婚相談会に出席し、情報を報告する等縁結び事業を推進するものとする。
- 5 相談員及び協力員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 6 委員会会長は、縁結び事業の広域的活動を展開するため、相談員及び協力員に身分証明書（第1号様式）を発行するものとする。
- 7 委員会は、予算の定める範囲内において、相談員に対し、年間活動手当を支給し、また、協力員に対し、活動記念品を贈呈するものとする。

(結婚銀行)

第4条 委員会に、縁結び事業を円滑に進めるため、結婚銀行を置く。

- 2 結婚銀行に事務局を置き、事務局長は農業委員会事務局長を充てる。
- 3 農業委員、農地利用最適化推進委員、相談員及び協力員（以下「農業委員等」という。）は地域における独身農業後継者及び非農家からの配偶希望者を把握した台帳「フレッシュカード」（第2号様式）を作成し、結婚銀行で管理し、運用するものとする。
- 4 農業委員等は、結婚銀行に保管する情報等を利用し、縁結び事業の推進に努めるものとし、結婚銀行の情報は、原則的に公開するものとする。

(婚姻成立報告書)

第5条 農業委員等は、婚姻が成立したときは、婚姻成立報告書（第3号様式）を速やかに委員会に提出するものとする。

- 2 農業委員等は、結婚式が行われる日の7日前までに委員会に報告するものとする。委員会は、婚姻成立報告書に基づき、結婚式が行われる日において、祝電を打つものとする。

(結婚相談員活動状況報告書)

第6条 相談員は、当該年度結婚相談の活動状況について、結婚相談員活動状況報告書（第4号様式）を毎年3月31日までに委員会に提出しなければならない。

(仲人報奨金)

第7条 委員会は、第5条に規定する婚姻成立が、次の各号に掲げる要件のすべてに該当すると認められたときは、予算の範囲内で、婚姻を成立させた農業委員等に仲人報奨金3万円を支給するものとする。

- (1) 現に農業に従事するか、又は将来農業に専念する意欲がある農業後継者の婚姻の仲立ちをしたとき。
- (2) 当該年度内に婚姻届けを提出したとき、又は当該年度内に結婚式を行ったとき。
- (3) 本報奨金の対象となったことのない婚姻であること。

2 仲人報奨金は、婚姻成立報告書を受領した後、速やかに支給するものとする。

(秘密の保持)

第8条 農業委員会等は、この事業の推進上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第9条 この事業の推進について必要な事項は、委員会会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

証第 号
身 分 証 明 書
住 所
氏 名
上記の者は、郡山市農業後継者結婚 であるこ とを証明する。
年 月 日
郡山市農業委員会
会 長

郡山市農業後継者縁結び事業推進要綱 (相談員及び協力員)
第3条 委員会は、縁結び事業の円滑な運営を図るため、郡山市農業後継者結婚相談員(以下「相談員」という。)及び郡山市農業後継者結婚協力員(以下「協力員」という。)を置く。
2 相談員及び協力員は、委員会会長が委嘱する。
3 相談員は、農業後継者の結婚の相談、助言指導及び仲介を行うとともに委員会が開催する結婚相談情報交換会や結婚相談会に出席し、縁結び事業に積極的に取り組むものとする。
4 協力員は、地域における結婚希望者並びに未婚男女の現況等を把握し、各地区結婚相談会に出席し、情報を報告する等縁結び事業を推進するものとする。
5 相談員及び協力員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
6 委員会会長は、縁結び事業の広域的活動を展開するため、相談員及び協力員に身分証明書(第1号様式)を発行するものとする。
7 委員会は、予算の定める範囲内において、相談員に対し、年間活動手当を支給し、また、協力員に対し、活動記念品を贈呈するものとする。
※ 証明書の有効期間は発行の日より 年 月 日までとする。
※ 証明書は、委嘱期間中に退任に至ったときは、速やかに返却しなければならない。

婚姻成立報告書

年 月 日

郡山市農業委員会会長

報告者氏名 _____ 印

1 婚姻者

氏名	住所	年齢	職業・勤務先	専・兼業の別
結婚後の住所			結婚後の電話番号	
挙式予定日及び式場	年 月 日 午前・午後 時 分～ 式場名			

2 世帯主

新郎方 世帯主氏名	住所	続柄	
新婦方 世帯主氏名	住所	続柄	

3 媒酌人

氏名 _____ 住所 _____ 電話番号 _____

氏名 _____ 住所 _____ 電話番号 _____

郡山市農業後継者結婚相談員活動状況報告書

年 月 日

郡山市農業委員会会長

郡山市農業後継者結婚相談員氏名 _____ 印

対象者	氏 名	住 所			
	生 年 月 日	職 業 ・ 勤 務 先	農 業 従 事 状 況	世 帯 主 氏 名	世帯主との続柄
	年 月 日				
	年 月 日				
縁結び活動の記録	縁 結 び 活 動 の 経 過				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	縁 談 成 立 の 見 込 み と 今 後 の 対 応				
備考					